

# 社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会 役員等費用弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会定款第6条に規定する評議員及び定款第18条に規定する理事・監事及び部会および委員会に関する規程第3条に掲げる部会委員、その他会長が認めた部会、委員会委員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

## (費用弁償の額)

第2条 役員等がその職務のため、次の各号に掲げる会議等に出席したときは、費用弁償として、会議等の開催地までの公共交通機関の運賃相当額を弁償する。

- (1) 理事・監事の理事会
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員会
- (4) 社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱第4条に規定する第三者委員会
- (5) 評議員選任・解任委員会
- (6) その他理事会が認める部会、委員会

2 役員等が前項の会議等の出席以外に、その職務の執行に当たって負担した費用については、本会の旅費規程に規定する旅費の額により、その費用を弁償する。ただし、本会以外から費用の弁償を受ける場合には、弁償をしないものとする。

## (費用弁償の支給方法)

第3条 役員等の費用弁償の支給方法等については、その都度支給する。ただし、役員等の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の本人名義の口座への振込みによって支払うものとする。

2 振込みにより支払うときは、4月から12月までの費用弁償の累計額を12月中に、翌年1月から3月までの費用弁償の累計額を3月中に分けて支払うものとし、その際、役員等に対し、支払明細書または源泉徴収票等を交付するものとする。

3 役員等が死亡した場合におけるその役員等の費用弁償は、民法に規定する相続の順で親族の一に支給する。

4 費用弁償については本会の職員、地方公共団体の常勤の職員又は、これに準ずる職員についてはこれを支給しない。

## (補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、費用弁償に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成29年6月14日から全部改正施行する。

この規程は、平成30年8月30日から一部改正施行する。